

市田柿の生産振興を目的に行う事業の実施要領(内規)

(趣旨)

第1 この要領は、「市田柿」の安定的な加工生産体制の強化及び品質の向上を図るため、飯田市農業振興事業補助金交付要綱（昭和56年6月1日 告示第33号）（以下「要綱」という。）の第2関係の別表に定める「市田柿の生産振興を目的に行う事業」について必要な事項を定める。

(事業の種類、内容等)

第2 この事業は、次により実施するものとし基準は別表のとおりとする。

- (1) 脱針式皮むき機整備事業
- (2) 加工及び製品化設備整備事業
- (3) 苗木導入事業
- (4) 新規樹園地整備事業

(事業の実施)

第3 この事業を実施しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した市田柿ブランド推進プロジェクト事業実施計画書(以下「実施計画書」という。)に關係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名または名称および住所
- (2) 補助事業等の目的および内容
- (3) 補助事業等に係る予算書(または見積書)、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額および算出の基礎

(実施計画書の様式等)

第4 要綱第3第2項に規定する実施計画書は別途様式第1号によるものとする。

- 2 添付書類は、受益地区及び施設等の設置場所を示す位置図、導入農家の名簿、事業量・事業費・規模決定根拠資料等(見積書、カタログ、図面、規模決定根拠、理由書等)、組織及び運営に関する規約(共同利用の場合)、脱針式皮むき機整備の場合2台目以降のときは購入済の機械の領収書または証明書とする。

(決定の通知)

第5 市長は、補助金等の交付の決定をするときは、その決定の内容およびこれに条件を付したのものについては、その条件を、補助金等の交付の申請をした者に補助金交付の内示書を交付して通知するものとする。

- 2 内示書の様式は別途様式第2号によるものとする。

(交付申請書等の様式及び関係書類)

第6 要綱第6に規定する交付申請書の書類は、飯田市農業振興事業補助金交付申請書の様式によるものとする。

- 2 交付申請書には、収支予算書、実施計画書を添付する。
収支予算書の様式は別途様式第3号によるものとする。
- 3 事業計画書には添付書類として、受益地区及び施設等の設置場所を示す位置図、導入農家の名簿、事業量・事業費・規模決定根拠資料等(見積書、カタログ、図面、規模決定根拠、理由書等)、組織及び運営に関する規約(共同利用の場合)、脱針式皮むき機整備の場合2台目以降のときは購入済の機械の領収書または証明書とする。

(交付決定書の様式等)

第7 第6に規定する交付決定書は別途様式第4号によるものとする。

(実績報告書の様式等)

第8 要綱第8に規定する実績報告書の書類は、飯田市農業振興事業補助金実績報告書の様式によるものとする。

- 2 実績報告書には、収支精算書、事業報告書を添付する。
- 3 収支精算書の様式は別途様式第5号によるものとする。
- 4 事業報告書の様式は別途様式第6号によるものとする。
- 5 事業報告書の添付書類は、支払関係の確認できる書類、機械機器の経過を示す写真とする。

(確定の通知)

第9 市長は、補助金等の交付の確定をするときは、その決定の内容およびこれに条件を付したものであるものについては、その条件を、補助金等の交付の実績報告をした者に確定の通知書を交付して通知するものとする。

- 2 確定通知書の様式は別途様式第7号によるものとする。

(交付請求書の様式等)

第10 要綱第9に規定する交付請求書は別途様式第8号によるものとする。

(補足)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則 この要領は、平成24年度事業から摘要する。ただし、申請締め切り後の受付については翌年度の申請にするものとする。

別表(第2 関係)

事業実施主体	事業種目	補助対象	要件	補助率
<p>飯田市に住所を置く農業協同組合、農業生産法人、農業者2戸以上で構成する組織又は特認生産者及び市長が適当と認める団体</p>	<p>脱針式皮むき機整備事業</p>	<p>農家の共同利用及び特認生産者に供する脱針式の皮むき機を整備する事業。 ただし、特認生産者は2台目以降導入の場合補助対象となる。</p>	<p>整備した機器の利用及び管理が適正に行われ、市田柿の品質の向上や生産体制の強化が見込まれる事業。</p>	<p>【共同利用】 1/4 以内 【特認生産者】 1/2 以内</p>
	<p>加工及び製品化設備整備事業</p>	<p>農家の共同利用及び特認生産者に供する市田柿の加工及び製品化に用いる次の設備を購入する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加工工程に用いる乾燥設備 <ul style="list-style-type: none"> ・火力乾燥機 ・業務用空調機 ・低温乾燥ユニット ・赤外線暖房パネル 2 干し場の除湿設備 <ul style="list-style-type: none"> ・除湿機 ・除湿乾燥機 3 原料柿及び製品柿の予冷設備 <ul style="list-style-type: none"> ・予冷库 ・プレハブ冷蔵庫 4 製品の選果設備 <ul style="list-style-type: none"> ・生柿用選果機 ・干し柿用選別機 5 干し場用パイプハウス <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス以外の材質の干し場については、新築、増築のみ固定資産税対象施設以外補助対象。 6 パイプハウス内部吊るし棚施設 <p>※扇風機、粉だし機は対象外</p>	<p>整備した機器の利用及び管理が適正に行われ、市田柿の品質の向上や生産体制の強化が見込まれる事業。</p>	<p>【共同利用】 1/4 以内 ただし各項目上限 10 万円 【特認生産者】 1/2 以内 ただし各項目上限 20 万円</p>
	<p>苗木導入事業</p>	<p>市田柿の新植・改植・補植のための苗木の導入のための事業。</p>	<p>飯田市内に園地があり、導入した苗木の管理が適正に行われ、市田柿の生産体制の強化が見込まれる事業。 ただし、1園地につき5本以上定植する場合に限る。</p>	<p>1/4 以内</p>

事業実施主体	事業種目	補助対象	要件	補助率
飯田市に住所を置く農業協同組合、農業生産法人、農業者又は特認生産者及び市長が適当と認める団体	新規樹園地整備事業	<p>新規に植栽する場合の次の事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賃借料(初年度のみ) 2 土壌分析、診断 3 土壌改良資材 4 整地、既存施設撤去、伐根 5 進入路整備 	<p>飯田市内に園地があり経営規模拡大により管理が適正に行われ、市田柿の品質の向上や生産体制の強化が見込まれる事業。</p> <p>なお、認定農業者が農地流動化促進事業補助金について対象となった場合も補助対象とする。</p>	<p>【一般利用】 1/4 以内 ただし上限 10 万円</p> <p>【特認生産者】 1/2 以内 ただし上限 20 万円</p>

様式第1号(第3関係)

平成 年 月 日
第 号

飯田市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

平成 年度 市田柿ブランド推進プロジェクト事業実施計画書

平成 年度において市田柿ブランド推進プロジェクト事業を下記のとおり実施したいから、
事業実施計画書を添えて提出します。

様式第1号(第3関係)

平成 年度市田柿ブランド推進プロジェクト事業実施計画書

1 事業の実施方針

飯田市の特産品である市田柿の生産基盤の強化を図るために、(内容名を記載 例:脱針式皮むき機)の導入を行う。

2 事業計画

(1) 事業実施主体名:

(2) 実施地区:飯田市(地区名を記載 例:下久堅、千代)

(3) 事業区分:(内容名を記載 例:脱針式皮むき機)

(4) 工期:着工予定年月日 平成 年 月 日

竣工予定年月日 平成 年 月 日

3 導入計画

事業内容	構造、規模 能力等	事業量	単価	事業費	負担区分			備考		
					市補助金	自己負担	その他	受益個数	受益面積	設置場所
市田柿 (内容名を記載 例:脱針式皮むき機) 導入事業		本		円	円	円	円	戸	a	飯田市
計										

4 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5 事業計画書添付資料

(1) 受益地区及び施設等の設置場所を示す位置図

(2) 導入農家名簿

(3) 事業量・事業費・規模決定根拠資料等(見積書、カタログ、図面、規模決定根拠、理由書等)

(4) 組織及び運営に関する規約(共同利用の場合)

(5) 脱針式皮むき機整備の場合、2台目以降のときは購入済の機械の領収書または証明書

様

飯田市長 牧野光朗

平成 年度市田柿ブランド推進プロジェクト事業実施計画書の承認
及び補助金の交付内示について（通知）

平成 年 月 日付けで提出された事業計画を承認します。

なお、当事業に要する経費について下記のとおり交付内示しますので、飯田市農業振興事業補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書を提出してください。

記

事業実施 主体名	事業種目	事業内容	事業費	補助金交付 内示額
			円	円

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円 0	円 0	
自己負担			0	0	
計			0	0	

2 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
導入費	円	円	円 0	円 0	
計			0	0	

様式第4号(第7関係)

飯田市指令 飯農第 号

様

平成 年 月 日付けで申請のありました、平成 年度市田柿ブランド推進プロジェクト事業補助金 円を別添条件を付して交付します。

平成 年 月 日

飯田市長

収 支 精 算 書

2 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円 0	円 0	
自己負担			0	0	
計			0	0	

3 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
導 入 費	円	円	円 0	円 0	
計			0	0	

平成 年度市田柿ブランド推進事業実施報告書

2 事業の実施方針

飯田市の特産品である市田柿の生産基盤の強化を図るために、(内容名を記載 例：脱針式皮むき機)の導入を行った。

2 事業計画

- (1) 事業実施主体名：
- (2) 実施地区：飯田市 (地区名を記載 例：下久堅、千代)
- (3) 事業区分：(内容名を記載 例：脱針式皮むき機)
- (4) 工期：着工年月日 平成 年 月 日
 竣工年月日 平成 年 月 日

3 導入計画

事業内容	構造、規模 能力等	事業量	単価	事業費	負担区分			備考		
					市補助金	自己負担	その他	受益個数	受益面積	設置場所
市田柿 (内容名を記載 例：脱針式皮むき機) 導入事業		本		円	円	円 0	円	戸	a	飯田市
計										

4 事業完了予定年月日
 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 支払関係の確認できる書類
- (2) 機械器具の経過を示す写真

様式第7号(第9関係)

飯田市達 飯農第 号

様

平成 年 月 日付け飯田市指令 飯農第 号で交付決定した市田柿
ブランド推進プロジェクト事業補助金の額を 円と確定します。

平成 年 月 日

飯田市長

様式第8号(第10関係)

市田柿ブランド推進プロジェクト事業補助金交付(概算払)請求書

平成 年 月 日

飯田市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

平成 年 月 日付け飯田市達 飯農第 号で確定のあった市田柿ブランド推進プロジェクト事業補助金を、下記により交付してください。

記

1. 補助金確定額 円
2. 補助金概算払受領済額 円
3. 今回補助金請求額 円

[振込先]

金融機関名		支店名等	
口座種類		口座番号	
口座名義			

市田柿の生産振興事業補助金に係るQ & A

Q 1 扇風機は補助対象ですか？また、天井につけた扇風機は対象ですか？

A 1 扇風機は補助対象外です。

Q 2 家庭用ストーブ、ヒーターは補助対象ですか？また、乾燥設備の配線工事は対象ですか？

A 2 家庭用ストーブ、ヒーターは補助対象外です。配線工事は対象です。

Q 3 粉だし機は補助対象ですか？

A 3 粉だし機は補助対象外です。

Q 4 申請に必要な書類は何かありますか？

A 4 購入する機種の見積書、カタログ等用意してください。また、共同で購入の場合は組合規約と利用者名簿が必要です。

Q 5 個人でパイプハウスを購入したのですが補助対象ですか？他の場所で購入した場合は？

A 5 農協等の組合員は各団体へ申請してください。その他の方は農業課へお問い合わせください。特認生産者は補助率が上がります。

Q 6 購入する際に必要な書類は何かありますか？

A 6 購入した機種の品名と金額が分かる領収書と納品書は用意して置いてください。共同購入の場合は共同で購入したことが分かるように全員の領収書をつけてください。

Q 7 その他必要な書類は何かありますか？

A 7 実績報告書に柿で使用したことが分かる写真(ない場合は農協等の証明)が必要です。

Q 8 柿干し場の新設・増設をしたのですが、壁は囲わないでシートで囲うのは補助対象ですが？

A 8 固定資産税課税対象のものは対象ではないですが、認定農業者には固定資産税の半額の補助があります。対象でないものは柿干し場として利用していれば補助対象です。ただし上限10万円です。

Q 9 特認生産者の補助申請はどのようにしたらよいのでしょうか？

A 9 飯田市農業課生産振興係で特認申請書類の受付をしますので、申請方法をお問い合わせください。添付書類として、干柿出荷量が分かる書類、認定農業者は認定証の写しが必要です。審査後認定者には後日認定証が送付されますので、補助申請書に特認生産者認定証の写しを添付してください。

Q 10 農協等に加盟してなくて共同の組織を作りたいのですが、規約の作り方がわかりませんか？

A 10 農業課で規約の見本がありますのでご相談ください。

Q 11 共同で柿剥き機を購入したいのですが、購入は2台でもいいですか？

A 11 原則として共同で購入の場合は1台目とします。特認生産者は2台目の補助となりますので1台目の確認をします。

Q 12 針刺し式を改修して脱針式の皮むき機にしたのですが補助はありますか。

A 12 補助対象ではありません。新規購入のみ対象です。